

四日市市告示第 312 号

四日市市乳幼児任意予防接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定めるものとする。

令和 6年 4月 1日

四日市市長 森 智広

四日市市乳幼児任意予防接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市乳幼児任意予防接種費用補助金交付要綱(平成26年四日市市告示第174号)の一部を次のように改正する。

改正後			
別表(第2条、第3条、第4条関係)			
対象予防接種	補助対象者	補助回数	補助金額
おたふくかぜ	1歳以上 <u>6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u> にある者	<u>2回</u>	<u>1回につき</u> 3,000円

改正前			
別表(第2条、第3条、第4条関係)			
対象予防接種	補助対象者	補助回数	補助金額
おたふくかぜ	1歳以上 <u>5歳未満</u> の者	<u>1回</u>	3,000円

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)